

第1章 緊急時の連絡

1. 火事の場合

- (1) 火災を発見したときは、「火事だ！」と大声を出して近くの人達に知らせ、応援を求める。
- (2) 火災の状況を見て自己で消火できると判断した場合は、学内所定の位置に常備してある消火器で消火に努める。
- (3) 次に、廊下等に備え付けてある、消火栓付属の火災報知機のボタンを押す。(ベルが鳴り、消火栓ポンプが始動する。また、警備員室の集中監視盤に発火地域が表示される。)
- (4) 表1に示されている連絡先へ、必要に応じて連絡を行う。
- (5) 指導教員あるいはその他の教職員に連絡を依頼する。
- (6) 火災報知機が鳴った場合は誤作動と思わず、異常の有無を調べ指導教員あるいはその他の教職員に報告する。事務員(昼間)若しくは警備員(夜間)は、その内容を全構成員へ学内放送等で連絡する。

2. 身体的事故の場合

- (1) 軽微な負傷の場合は、救急箱を事務室で常備しているので、それを活用し、速やかに治療を行うとともに、指導教員あるいはその他の教職員へ連絡する。(休日・夜間の場合は警備員室へ連絡し、救急箱を受領する。)
- (2) 上記以外の負傷の場合は、保健管理センター(内線電話 5245, 直通電話 803-5245)あるいは表2に示す救急依頼医療機関で速やかに治療を受けるとともに、指導教員あるいはその他の教職員へ連絡する。
- (3) 重傷の場合は、119番で救急車を呼ぶ。その後、近くにいる人達と協力して初期の対応をとるとともに、指導教員あるいはその他の教職員へ連絡する。

3. 都市ガス漏れの場合

ガス漏れの異常を感じたときは、直ちに器具栓やガスの元栓を閉め、窓や戸を開けて十分に換気する。この際、換気扇や扇風機等、電気器具のスイッチは絶対にさわらないようにする。換気が不十分な場合は、うちわなどで追い出すようにする。(畳やじゅうたんをほうきなどでこすると静電気により爆発する危険があるので注意する。)

それでもガスの臭いを感じるときは、教職員及び表1の事務室等へ連絡する。事務員若しくは警備員は、異常の有無を調べ、ガス会社へ連絡する。ガス漏れ通報専用電話は 0120-7-19424 (大阪ガス 兵庫導管部) である。